施設等整備計画について

資料3

１　第９期計画における施設等整備について

定員数（人）

施設・サービス名称	第９期計画値	第９期末見込	比較増減
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム・県指定）	680	680	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模な特別養護老人ホーム・市指定）	87	87	0
特定施設入居者生活介護 （県指定）	190	190	0
地域密着型特定施設入居者生活介護 （市指定）	20	20	0
小規模多機能型居宅介護 （市指定）	192	163	△ 29
看護小規模多機能型居宅介護 （市指定）	29	29	0
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 （市指定）	225	225	0
合　　計	1,423	1,394	△ 29

２　第10期計画における施設等整備計画について

事業者アンケート等を参考に、次のとおり整備計画を定めています。　　定員数（人）

施設・サービス名称	2027 年度	2028 年度	2029 年度	施設整備の考え方
介護老人福祉施設	680	680	680	制度改正により、入所要件が原則要介護３以上となったため、介護度が高く真に介護が必要な方が入所しやすくなった。要介護１・２であっても、やむを得ない事情等により特例入所の要件に該当する場合は、入所判定委員会において決定される。 また、市内の入所待機者数は減少傾向のため、新規の整備は行わない。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87	87	87	
特定施設入居者生活介護	190	190	190	有料老人ホーム、ケアハウス等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることで特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度者の受入れ施設として期待できる。 事業者の参入が見込まれないことから新規の整備は行わない。
地域密着型特定施設入居者生活介護	20	20	20	
小規模多機能型居宅介護	163	163	163	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、通いを中心に、訪問や泊りの機能をもった「小規模多機能型居宅介護」の整備計画を位置付ける。 第７期計画から城崎圏域及び竹野圏域に整備されるよう公募を行ってきたが、事業者の参入が見込まれないことから新規の整備は行わない。
看護小規模多機能型居宅介護	29	29	29	小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を有した看護小規模多機能型居宅介護については、医療が必要な状態で在宅での生活を希望する利用者にとって必要なサービスである。 事業者の参入が見込まれないことから新規の整備は行わない。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	216 （△9）	207 （△9）	207	認知症のある方が、共同生活住居において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護の整備計画を位置づけており、市内で14事業所がサービスを提供している。 １事業所が段階的に規模を縮小し、2027年度中に廃止する予定であることから定員数を減少する。
合　計	1,385 （△9）	1,376 （△9）	1,376	

※（　）カッコ書きは前年度からの増加予定数